

鳥取市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月22日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第16号

鳥取市職員給与条例等の一部を改正する条例

(鳥取市職員給与条例の一部改正)

第1条 鳥取市職員給与条例(昭和26年鳥取市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第22条の4第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第4項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和28年鳥取市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第3条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年鳥取市条例第41号)

の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。